

児童手当制度が改正されました

問 こども家庭支援課 こども保育係

令和6年10月分(令和6年12月支給分)から、児童手当制度が改正され、申請が必要と思われる方へ9月上旬に申請書を発送しました。申請がお済みでない場合はR7/3/31(月)までに申請してください(令和6年10月分から遡って支給します)。申請書が届いていない場合は市へお問合せください。

制度改正の内容

- ① 所得制限の撤廃
- ② 支給対象が中学生(15歳到達後の最初の3/31まで)から高校生年代(18歳到達後の最初の3/31まで)に延長
- ③ 第3子以降の手当額が月額1万5千円から3万円に増額
- ④ 第3子以降の算定対象が、高校生年代(18歳到達後の最初の3/31まで)から、大学生年代(22歳到達後の最初の3/31まで)に延長
※進学・就職にかかわらず親等の経済的負担がある場合
- ⑤ 支給月が年3回(6月、10月、2月)から年6回(偶数月)に変更

12月は制度改正後、最初の支給月です

令和6年10月・11月分を支給します。

- ▶ 支給日 12/13(金)
- ▶ 対象 0歳から高校生年代(18歳到達後最初の3/31まで)の児童
- ▶ その他 次回の支給は令和7年2月です。

【支給額(月額)】

	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	1万5千円	3万円
3歳～高校生年代	1万円	3万円

申請はお済みですか？

制度改正による申請が必要な方

- ① 所得上限限度額以上により、資格喪失となっている方
- ② 高校生年代の児童のみ養育している方
- ③ 児童手当受給中で、算定対象として認定されていない高校生年代の児童がいる方(届出していない高校生年代の児童がいる方)
- ④ 児童手当受給中で、新たに第3子以降の算定対象となる18歳年度末経過後～22歳到達後の最初の3/31までの子がいる方



ご覧ください！

令和6年度上半期 市の家計簿

主な会計の執行状況 (万円未満四捨五入)

市では、市民の皆様になめていただく税金や、国からの地方交付税、国・県支出金、市債(借入金)などの収入に基づいて予算を立て、市民サービスの向上と元気な小諸市にしていけるため、様々な事業を行っています。年2回、予算や収入・支出の状況などについて皆様に理解を深めていただくため、「財政状況」としてお知らせしています。

問 財政課 財政係

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	196億7,700万円	86億657万円	43.7%	74億7,822万円	38.0%
国民健康保険事業	43億600万円	14億1,623万円	32.9%	14億9,221万円	34.7%
後期高齢者医療	6億6,500万円	2億99万円	30.2%	2億1,392万円	32.2%
介護保険事業	43億1,500万円	17億7,019万円	41.0%	16億9,934万円	39.4%
小諸公園事業	1億6,200万円	7,441万円	45.9%	7,415万円	45.8%
野生鳥獣商品化施設運営事業	280万円	18万円	6.3%	69万円	24.6%